

## 「瀬戸内海環境保全基本計画（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

「瀬戸内海環境保全基本計画（案）」について、以下のとおり意見募集を行いました。

### 1. 概要

「瀬戸内海環境保全基本計画（案）」について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 意見募集期間：令和3年11月18日（木）～令和3年12月17日（金）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム又は郵送

### 2. 意見提出数

（1）意見提出数 11 通

地方公共団体	2
業界団体	2
個人	7
合計	11

（2）意見数 42 件

※うち、本意見募集とは関係のない御意見が1件ありました。

### 3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

提出された意見の概要及びこれに対する考え方は次ページ以降に示すとおりです。



## (1) 第2 計画の目標

番号	該当箇所		御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	ページ	行			
1	4	18	藻場造成や海砂採取後の修復を進めるにあたって、瀬戸内海沿岸地域の火力発電所や製鉄プロセスから発生する副産物を積極的に活用していくことを明記いただきたい。	1	鉄鋼スラグ等を活用した一部の製品について、御指摘のとおり、実海域でその環境保全効果等の試験が行われ、当該製品の客観的な性能が確認されていることは承知していますが、製品により性状も異なるため、このような素材の安全性や施工性を懸念する声もあると承知しています。いずれにしても、個々の事業において、その効果と影響について事前評価を行い、事業実施後においてもモニタリングを実施することにより、十分に確認することが必要であり、あらかじめ、地域における丁寧な説明を行い、理解を得ることが重要と考えます。 なお、御指摘の趣旨については、第3の3(3) 循環経済への移行 において、「再生資源の活用」として記載しています。
2	4	18	沿岸域の環境の保全、再生の一環として、藻場造成や海砂採取後の修復を進める場合は、瀬戸内海沿岸地域の火力発電所などから発生する副産物を積極的に活用していくことを明記いただきたい。	1	個々の事業において、その効果と影響について事前評価を行い、事業実施後においてもモニタリングを実施することにより、十分に確認することが必要であり、あらかじめ、地域における丁寧な説明を行い、理解を得ることが重要と考えます。 なお、御指摘の趣旨については、第3の3(3) 循環経済への移行 において、「再生資源の活用」として記載しています。
3	5	11	「海洋プラスチックごみ削減に係る目標」とは具体的に何を示しているのか。海洋プラスチックの漂着量、回収量は実態把握が困難であるため、目標を設定することはできない。	1	2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を念頭においた中長期の目標等、一部地方公共団体が現在掲げている海洋プラスチックごみ削減に向けた目標を参照しつつ、地方公共団体においても目標を設定していただきたいと考えています。

4	5	17	民間事業者だけが例示されていることに違和感がある。地域住民の観点も必要ではないか。	1	民間事業者のみならず当然、地域住民の観点も含むとの考え方のもと、「民間事業者等地域関係者」という文言を用いておりますので、御理解願います。
---	---	----	---	---	---

(2) 第3 基本的な施策

番号	該当箇所		御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	ページ	行			
5	7	16- 17	<p>どのような場合を「必要な場合」と想定しているのか、ご教示いただきたい。</p> <p>また、この記述は令和2年3月答申の第9次水質総量削減の在り方（今後の方策の在り方）と矛盾しているのではないか。</p>	1	<p>中央環境審議会「第9次水質総量削減の在り方について（答申）」（令和3年3月）においては、「地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当である。」としており、今般の基本計画変更の方向性と一致しているものと考えます。</p> <p>また、中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月）において、「今般示した瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、湾・灘ごと、更には特定の海域ごとの課題の解決に当たっては、各々の地域が主体となって検討し、対策を講じる必要がある」旨、記載されており、地方自治体をはじめ、地域で活動する環境団体、事業者、研究者等の地元関係者に期待される役割は、これまで以上に大きいものと考えます。国も広域的な見地から、府県域を越えた課題解決に向けて、積極的に関与してまいり所存ですが、御指摘の箇所については、まずは地域の自主的、主体的な検討が求められるものと考えます。</p>
6	8	4	<p>「実施することが効果的な場所」とは具体的な条件をご教示いただきたい。</p>	1	<p>海底耕耘とは、主に水産資源の生息場の環境改善のための底質改善や栄養塩類の供給等を目的として実施されるものです。いただいた御指摘について、一概に申し上げることは困難ですが、例えば、備讃瀬戸、燧灘といった地域で実施された実績があり、具体的には、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域ごとに、海域の状況を踏まえて検討されるべきものと考えます。</p>

7			<p>栄養塩類の管理について、(施肥等) 具体的な手法例を記入していただきたい。</p>	<p>1 中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について(答申)」(令和2年3月)において、「栄養塩類管理の手法としては、漁業者による海域施肥や海底耕耘のほか、関係者との十分な調整や環境基準の達成状況等を踏まえた、施設管理者等の協力による下水処理施設の季節別管理運転、関係利水者の了解のもと治水・利水に支障のない範囲でのダム放流やため池のかいぼりに伴う放水による底泥に含まれる栄養塩類の供給等、多様な取組事例が存在する。」と記載されています。</p>
8	8	17	<p>海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い中で、どのような海域を対象として栄養塩類管理を行うことが可能なのか、具体的な手法が不明。</p> <p>また、地域における水質の状況や海域の利用状況が異なる中で、管理計画策定数や実施施設数を指標として、一律に計画の点検を行うべきでない。</p>	<p>1 中央環境審議会「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性(意見具申)」(令和3年1月)において「この際、特定の海域において栄養塩類濃度を増加させる管理を可能にする制度を導入する必要がある。なお、海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点、一部の海域において依然として赤潮・貧酸素水塊が発生している点等に留意し、関係者との協議のもと、順応的な栄養塩類の管理を効果的かつ機動的に進めるよう配意した制度とすることが適当である。」と記載されています。あわせて「順応的な栄養塩類の管理」については「目標を設定し、モニタリングと並行しながら、人為的に管理し得る範囲において手法を実施し、その後、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時手法の変更を加え、目標を達成していくという順応的な考え方に基づく栄養塩類の管理」とされています。</p> <p>なお、栄養塩類管理の取組は、特定の海域をターゲットに行われるものであり、「地域における水質の状況や海域の利用状況が異なる点」については、御指摘のとおりです。今般、指標として掲載している「栄養塩類管理計画策定数、当該計画に基づく栄養塩類増加措置の実施施設数」については、海域ごと、季節ごとに、栄養塩類に係るニーズは様々であることから、この数値が「多ければ多いほど良い」というものではなく、ニーズがある場所で様々な状況にかんがみ、適切な規模で実施されていることが重要との認識です。一方で、地域のニーズに対し、地域の合意形成を経て、地域主体で積極的な</p>

					取組が行われていることの現れと捉えられ、今般の法改正に対応した項目として記載するものです。当該項目の趣旨については、第27回瀬戸内海環境保全小委員会における事務局からの資料説明においても、述べられているところ です。
9	8	28- 30	<p>栄養塩類管理が有効な水産資源の種類を明示していただきたい。</p> <p>ノリ以外の水産資源について、いつ頃どのような形で知見が提供されるのか、現時点での見通しをご教示いただきたい。</p>	1	<p>中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月）において、「播磨灘、備讃瀬戸等においては、栄養塩類濃度の低下及び水温の上昇等による植物プランクトンの種組成の変化により、冬季に大型珪藻（Eucampia 属/ユーカンピア属）が優占するようになり、栄養塩類を巡る競合が起こり、養殖ノリ等の色落ち被害が発生している。また、播磨灘では、これまでの研究成果や検討等から、栄養塩類濃度が大きく減少している播磨灘東部におけるイカナゴ資源に対して、栄養塩類、植物プランクトン、動物プランクトン等の餌環境といった低次生態系の変化が影響を与えている可能性があることが示唆されたところである。広島湾や周防灘南部等におけるカキやアサリといった水産資源の変動をもたらす環境要因としては、水温、海流、餌環境等があり、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性も指摘されている。」と記載されています。</p> <p>また、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「栄養塩類と水産資源の関係の解明を進め、2023年度までに湾灘協議会等に対し栄養塩類供給の管理方策の提案の開始等を行う」とされています。</p>

10	8	35	ブルーカーボンによるCO2吸収・排出の評価に加え、ブルーカーボンによるCO2吸収の環境価値を顕在化させることを検討することを明記いただきたい。	2	第3の1(6)において、「藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、仔稚魚の生育等の資源生産の場、有機物の分解による水質の浄化、ブルーカーボン等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造等に努めるものとする。」と記載しています。 なお、現在ブルーカーボンについては二酸化炭素吸収量の算定について、検討が行われているところです。ブルーカーボンによるCO2吸収の環境価値の顕在化は、重要課題であり、今後、検討すべきことと考えます。
11			瀬戸内海の環境保全の観点として、近年の地球温暖化防止対策として緩和策についてのみ記載されているが、周囲を海に囲まれた日本にとって、海洋の能力を最大限に活用することは重要であり、藻場等によるCO2削減効果（いわゆる「ブルーカーボン」）についても記載をすべきではないか。国際的インベントリとしてCO2削減効果をどのように試算すべきかという問題はあるものの、海洋立国・日本にとって、海上の能力を最大限に生かす施策については、国内の法令及び計画等でしっかりと位置づけをし、国民及び事業者、地方自治体とともに、推進していくべきであり、その観点からも「ブルーカーボン」等の瀬戸内海でも十分な効果を発している内容について、本計画の中で明文化し、施策として推進していただきたい。	1	
12	10	27-29	「基本方針」は、昭和49年6月公布されたもので、瀬戸内海や我が国の経済	1	御指摘については、重要な視点と考えており、今後の制度検討の参考とさせていただきます。



			社会環境状況を反映してないので、見直すべきである。その際、「基本方針」は廃止し、見直した内容を本環境保全基本計画に盛り込むべきである。		
13	12		この項での記述内容は一般的過ぎて、瀬戸内海環境保全との関連性が記載されていないが、そもそも、1 ページ 19 行目の計画の範囲を超えたものであり、本計画で位置づけるのは不適切ではないか。	1	<p>いただいた御意見について、令和3年6月に成立した瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律においては、海洋プラスチックごみに関する記載が追加され、本基本計画はその記載にのっとったものであることを御理解ください。</p> <p>漂流・漂着・海底ごみ対策の推進については、従前より「自然景観及び文化的景観の保全」の文脈で記載があり、また、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保についても、瀬戸内海の環境保全のための施策の一つとして位置づけられているところです。今般の法改正で海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の対策の重要性が大きく取り上げられていること、また同じタイミングで、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が制定されたこと等を踏まえ、従前に比し、扱いを大きくしています。</p>
14	12	11-12	地域住民の観点も必要ではないか。	1	ここで用いている「民間団体等」には、地域住民の観点も含んだ記載としておりますので、御理解願います。
15	12	17-20	国際的な取組は、自治体の役割でなく、国の役割であると考えてよいか。	1	国際的な取組には、国際会議での交渉もあれば、そのような機会のサイドイベントなどで地域の取組を発信するようなものも考えます。自治体の役割か国の役割か、ということではなく、案件に応じ、国、自治体、民間団体等を含む多様な関係者が連携して取り組むことが適切です。

16	12	17- 20	この内容は（４）国内外の閉鎖性海域との連携 に記載すべきではないか。閉鎖性海域以外の地域との連携は、基本計画の範疇外と考える。	1	瀬戸内海地域での取り組みが直接的に参考になるのは、御指摘のとおり、国内外の閉鎖性海域と考えますが、国際社会に広くアピールする観点からは「閉鎖性海域」に限定する必要はないと考えます。
17	13	25- 27	瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースの整備等は、国の役割として進めていただきたい。	1	データベースの整備は、枠組みを整備するのは国の役割ですが、その中身に当たる環境情報や調査研究、技術開発等の充実は、国、自治体、民間団体等を含む多様な関係者が連携して取り組むことが適切です。
18	13	28- 33	気候変動への影響や適応策の調査研究は、広域的なテーマであるため、国が先導して調査・研究を進めていただきたい。	1	気候変動への影響や適応策の調査研究は、広域的なテーマではありますが、当該地域における具体的な問題解決に資する調査研究は、地域の実情に明るい地域の大学や企業、地方環境研究所の役割も大いに期待されます。いずれにしても、国、自治体、民間団体等を含む多様な関係者が連携して取り組むことが適切です。

(3) 第4 計画の点検

番号	該当箇所		御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	ページ	行			
19	17	22	「栄養塩類管理計画」は、海域の状況を考慮して策定すべきものであり、また、「当該計画に基づく栄養塩類増加措置の実施施設数」は、海域の状況に応じて順応的に変更すべきもので、一概に数で評価できないため、指標として適切でない。	1	栄養塩類管理の取組は、特定の海域をターゲットに行われるものであり、「地域における水質の状況や海域の利用状況が異なる点」については、御指摘のとおりです。今般、指標として掲載している「栄養塩類管理計画策定数、当該計画に基づく栄養塩類増加措置の実施施設数」については、海域ごと、季節ごとに、栄養塩類に係るニーズは様々であることから、この数値が「多ければ多いほど良い」というものではなく、ニーズがある場所で様々な状況に鑑み、適切な規模で実施されていることが重要との認識です。一方で、地域のニーズに対し、地域の合意形成を経て、地域主体で積極的な取組が行われていることの現れと捉えられ、今般の法改正に対応した項目として記載するものです。当該項目の趣旨については、第27回瀬戸内海環境保全小委員会における事務局からの資料説明においても、述べられているところです。
20	18	1	里海づくりは、海だけでなく、海につながる川、まち、山まで含めた、人が生活する全てのエリアを対象として、そこで行われる各種の実践活動から環境学習等まで、内容も非常に多岐にわたっている。例えば、香川県では、全県域、全県民の参加による里海づくりを目指して、人材育成等の先進的な取組みを進めていると聞いているが、そうした県民一人ひとりが行っている活動をどのように把握するのか。対象が曖昧な指標は意味	1	御指摘は、大変重要な視点と考えます。一方、環境省においては「里海づくり」に係る活動」について、7つのタイプに分類し、その考え方について里海ネットに記載しているところです。今後も、この考え方に基づき、活動団体へのアンケート調査等により、里海づくり活動を把握していくこととなると思います。  なお、地域ごとに状況が異なることも踏まえ、府県計画の指標については、基本計画の指標を基本としつつ、より府県の実情を踏まえた適切な指標を府県が作成される場合には、そちらを選択できるよう、表現の適正化を図ります。具体的には、関係府県において検討いただき、適切に対応していただくこととします。

			がなく、指標として使うことはできないのではないか。		
21	18	6	発生抑制の指標化は困難であるため、指標とすべきでない。表題から削除すべきである。	1	府県計画においては、各府県が実施している発生抑制対策の活動状況に関する指標を設定していただくことを想定しています。
22	18	8	<p>海岸漂着ごみについては、(2)で記載のとおり、各地のボランティア等による回収量が多いと思われるが、回収したごみを収集する市町村では、一般ごみと海ごみを区別して収集するわけではないため、袋数程度は把握できたとしても、計量まではできないのではないか。</p> <p>また、漂流・海底ごみについては、ひとまとめで回収される場合がほとんどであり、それぞれの量を分けて把握することは難しいのではないか。</p> <p>さらに、回収量のうち、プラスチックごみの量はどのように把握することをイメージしているのか。回収したごみの分別は実施が難しく、特に海ごみは長期間放置され、分別してもリサイクルに回せないものが多く、分別まで実施されていない場合が多いと思われることから、指標として設定することは難しいのではないか。</p>	1	<p>いただいた御意見を踏まえ、「<del>漂着・漂流・海底ごみ等の回収量、うち海洋プラスチックプラスチックごみ量</del>」と修正し、可能な場合には、漂着・漂流・海底（または漂流及び海底の合算）の内訳を示していただくこととします。</p> <p>なお、漂着ごみのプラスチックごみ量については、海岸漂着物の組成調査の結果を用いて、そのプラスチックごみの割合で按分する方法で、漂着ごみ中のプラスチックごみの量を推計することも想定しています。漂流・海底ごみのプラスチックごみ量は、推計困難である場合には、現時点では評価不要とします。</p>

23	18	8-9	漂着・漂流・海底ごみ等の回収量は、当該年の気象条件等に大きく左右されるため、指標として適切でない。また、塩分の付着により再生利用が難しいことからプラスチックごみのみを選別・回収していないため、その量の把握は困難である。	1	海洋プラスチックごみの発生量（流出量）は、現在直接的に把握する手法が確立されていないため、その評価のために回収量等も用いることとしています。 なお、漂着ごみのプラスチックごみ量については、海岸漂着物の組成調査の結果を用いて、そのプラスチックごみの割合で按分する方法で、漂着ごみ中のプラスチックごみの量を推計することも想定しています。漂流・海底ごみのプラスチックごみ量は、推計困難である場合には、現時点では評価不要とします。
24	18	8-11	目標はごみが減ることであり、ごみの「発生量」が減少すれば「回収量」も減少する。 啓発等で発生抑制すれば「回収量」は減少し、発生抑制せず回収頻度を上げれば「回収量」は増加する。「回収量」は指標として適切ではない。	1	海洋プラスチックごみの発生量（流出量）は、現在直接的に把握する手法が確立されていないため、その評価のために回収量等も用いることとしています。
25	18	10-11	プラスチックごみのみを選別・回収していないため、その量の把握は困難である。	1	令和4年度から施行予定のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によりプラスチックごみの分別収集を実施する市町村に関する情報を環境省として集約することとしております。このことを踏まえ、表現を適正化いたします。  【主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標】 「・陸域におけるプラスチックごみの <u>分別収集回収量</u> （市町村、事業者及び人口1人当たりの <u>収集回収量</u> ）」

26	18	12	<p>海岸漂着ごみの回収活動イベントは各地で行われており、府県や市町村が開催する大規模な活動イベントへの参加者・団体数や回収量はある程度把握されていると思うが、それよりも相当頻度高く行われているであろう市民団体や企業、有志ボランティア等による中～小規模（あるいは個人レベル）の自主的なごみ回収活動についてはどのように把握するのか。例えば、香川県では、そうしたボランティア等による活動を広げていくため、海ごみリーダー育成等の先進的な取組みを進めていると聞いており、また、ある海岸では、地元の方々が毎日気が付いたときにごみを回収することが習慣のようになっていると聞いたことがあるが、大規模な回収イベントよりも、そのような日々の地道な活動の方が重要ではないのか。</p>	1	<p>御指摘のような活動も漂流ごみ等の回収において重要と認識しています。把握している限りの情報を指標の評価に用いることを想定しています。本指標を基本としつつ、各地域の状況を踏まえ、より適切な指標を用いることも可能としています。</p>
27	18	17	<p>水温の変化に敏感な特定の生物を対象に、気候変動の影響を確認する生息・生育調査は実施しておらず、指標化は困難である。</p>	1	<p>現在、調査を実施しておらず困難とのことですが、生物の生息・生育情報を収集して、その長期的な変化を追うことは、重要な視点であることから、地域の有識者の御意見も踏まえつつ、是非、実施していただきたいと考えます。なお、「生息数」、「分布域」ではなく、「生息・生育情報」としており、例えば、桜の開花日や、特定の生物の確認日、漁獲解禁日といっ</p>

					たものも対象になるため、何もないということは考えにくいと思料します。
28			現行計画では、府県計画の指標は府県が基本計画に示された指標から選択できるようになっている。基本計画案の中には、県によっては把握が困難な指標があることから、府県の実情に合わせて指標を選択できるようにしてほしい。	1	御指摘を踏まえ、府県計画の指標については、基本計画の指標を基本としつつ、より府県の実情を踏まえた適切な指標を府県が作成される場合には、そちらを選択できるよう、次のとおり表現の適正化を図ります。  「また、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づく瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画においては、 <u>上記に加え上記を基本としつつ、これに替わり得る、又は、より府県の実情を踏まえた適切な指標を府県が独自に設定することも可能とする。更に、これとは別に、地域の実情に応じて、府県独自の指標を追加して点検を行うものとする。</u> 」
29	18	20	今回示された指標の中には、数値の把握方法や、地域の実情まで考慮されたものと思われない指標が含まれている。そのうえで、18 ページ 19-21 行目で、府県計画においても、今回示された指標は全て点検に使用することとされており、問題があるのではないか。現計画と同様に、地域の実情に応じて選択できる、またはカスタマイズできるようにするべきではないか。少なくとも、実態に沿って、把握可能かつ実効的な内容となるよう検討していただきたい。	1	

(4) 全体について

番号	該当箇所		御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	ページ	行			
30			<p>環境系の案件であれば、何でもかんでも「Co2 犯人説」に基づいた論理展開をしているが、気温（海水温）が上がれば海水中の Co2 が大気に排出され、逆に下がれば海水中に取り込まれるものではないか。</p> <p>原因と結果を取り違えてはいないか。</p> <p>カーボンがどうのこうではなく、「瀬戸内海環境保全を進めます」「プラゴミに限らず、ゴミ等の発生を抑制します」で十分ではないか。</p>	1	<p>御指摘については、今後の参考とさせていただきます。なお、地球規模の気候変動による水温の上昇、降雨の強度や期間の変化、海面の上昇等をもたらす生物多様性・生物生産性への影響は、瀬戸内海の環境保全を進める上でも考慮すべき問題です。</p>
31			<p>農薬や洗剤などに含まれる自然に対する毒性を、各企業に今一度見直していただく必要があるのではないか。</p> <p>それらをなるべく国産で賄い、自然豊かな日本にあった製品を供給すべきはないか。</p> <p>日本の決めている安全規制の見直しもお願いしたい。</p>	1	<p>御指摘については、重要な視点と考えており、今後の参考とさせていただきますが、今般、瀬戸内海環境保全基本計画に記載する内容ではないと考えます。</p>



32	3	24	3 ページの 24 行目「はじめ」と、18 ページの 25 行目「始め」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	1	御指摘を踏まえ、「はじめ」を「始め」に修正いたします。
33	6	11	「改正」は何の改正を指しているのか？	1	平成 27 年に行われた瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）の改正を指します。御指摘を踏まえ、2 ページ 6～7 行目に、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）」のうしろに、「（以下「法」という。）」を追記し、あわせて御指摘の箇所を「平成 27 年の法改正」に修正いたします。
34	7	3	「持続的養殖生産確保法」の法律番号を記載したほうがよい。	1	御指摘を踏まえ、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に修正いたします。
35	7	4	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の法律番号を記載したほうがよい。	1	御指摘を踏まえ、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）に修正いたします。
36	10	27	「公有水面埋立法」の法律番号を記載したほうがよい。	1	御指摘を踏まえ、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に修正いたします。

37	13	14	「ダイオキシン類対策特別措置法」の法律番号を記載したほうがよい。	1	御指摘を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に修正いたします。
38	13	28	「法改正」の「法」は、どの法律を指しているのか？	1	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 59 号）を指します。御指摘を踏まえ、「今般の改正法により、」と修正いたします。
39	14	17	「法」は、どの法律を指しているのか？	1	御指摘を踏まえ、2 ページ 6～7 行目に、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）」のうしろに、「（以下「法」という。）」を追記いたします。
40	18	16	「地域毎」は「地域ごと」のほうがよい。6 ページの 3 行目の例と同様に。	1	御指摘のとおり修正いたします。